交通事故による負傷届について

この届出は、被保険者または被扶養者が第三者の不法行為（交通事故等）によって負傷し、健康保険で治療等を受けることとなったときに届出するものです。

健康保険で治療等を受けた場合、本来加害者が支払うべき治療費等を健康保険組合が負担したことになります。このため、被保険者等が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険組合が代位取得し、健康保険組合が支払った治療費等を損害保険会社等に請求します。

労災（業務上や通勤途上での事故）に該当する場合は、健康保険での給付は受けられません。健康保険被保険者証を使用したときは、かかった治療費について返還していただくこととなります。速やかに労働基準監督署にご相談ください。

【提出書類】

○ **交通事故による負傷届（2 枚）**

・この届書は、自分が被害者、相手が加害者となります。自分の過失割合が多く事故状況からして加害者となる場合でも、相手を加害者として記入してください。

・自分の過失が 100%であるとき、自損事故、事故の相手がわからない（ひき逃げなど）場合は、2 枚目の「事故の相手(加害者)の自動車保険加入状況」の記入は不要です。

○ **事故発生状況報告書**

・自分を被害者（乙）、相手を加害者（甲）としてご記入ください。

・自損事故の場合は、自分を（乙）とし、事故状況をご記入ください。

○ **交通事故証明書**

・自動車安全運転センター、または警察署で申請し取り寄せてください。

・自損事故で警察に未届けのため交通事故証明書がない場合は、今回に限り添付不要ですが、今後は警察に届け出るようにしてください。

○ **人身事故証明書入手不能理由書**

・交通事故証明書の照合記録簿の種別が「物件事故」の場合、添付してください。

○ **念書**

・自分の過失が 100%であるとき、自損事故の場合は、念書は不要です。

・事故の相手がわからない（ひき逃げなど）場合は、相手方氏名を「不明」とし、作成のうえ提出してください。

○ **示談書の写し**

・示談がすでに成立している場合は、必ず添付してください。

○ **死亡の場合は死亡診断書**

【送付・照会先】
〒260-0013　千葉県千葉市中央区中央 3-10-4　マーキュリー千葉 8 階
千葉県医業健康保険組合　担当：医療給付課　TEL：043-215-8205

交通事故による負傷届

令和　　年　　月　　日

被保険者	被保険者証の記号		番号		職種	
	フリガナ					
	氏名					㊞
	住所			TEL　　（　　）		
	勤務先名称					
	勤務先所在地			TEL　　（　　）		
フリガナ 負傷者が被扶養者の場合はその者の氏名					続柄	
事故の状況	発生日時	平成・令和　　年　　月　　日／午前・午後　　時　　分頃				
	発生場所（住所）					
	何をしている時に（詳細）	仕事中・通勤途中・私用・その他（　　）				
警察への届出の有無		有：人身事故　・　物損事故　／（　　）警察署・派出所へ届出 無：（理由　　）				
他に負傷者がいる場合はその者の	氏名					
	住所			TEL　　（　　）		

治療の状況	医療機関名称	医療機関所在地	受診期間	治療費
	1.	〒	入院　　～ 通院　　～	健康保険・自費 その他（　　）
	2.	〒	入院　　～ 通院　　～	健康保険・自費 その他（　　）
	3.	〒	入院　　～ 通院　　～	健康保険・自費 その他（　　）

相手方（加害者）	フリガナ	
	氏名	
	住所	TEL　　（　　）
	勤務先名称	
	勤務先所在地	TEL　　（　　）

事故の相手（加害者）の自動車保険加入状況

自賠責保険	保険会社名				
	取扱店				
	所在地		連絡先 TEL		
	保険契約者名		加害者との関係		
	住所		保有者との関係		
	自動車の種別	登録番号		車台番号	
	自賠責証明書番号		保険期間	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自動車の保有者名		加害者との関係		
	住所（所在地）		連絡先 TEL		
任意保険	保険会社名				
	取扱店		担当者名		
	所在地		連絡先 TEL		
	保険契約者名		住所		
	契約証書番号		保険期間	自　年　月　日 至　年　月　日	
	任意一括について	有　・　無	※任意一括とは、自賠責保険だけの対応ではなく、任意保険会社が対応している場合です。		
損害賠償内容と状況	示談	示談した（　年　月　日成立）　・　示談交渉中　・　示談していない			
	賠償金	受領済み　・　一部受領済み　・　受領していない			
	示談の内容または交渉中の時は、その経過及び損害賠償受領状況				

この届に添えて提出する書類

1. 交通事故証明書
2. 事故発生状況報告書
3. 念書
4. 示談した場合は示談書の写し
5. 死亡した場合は死亡診断書